

規制の事前評価書

1 規制の名称

準中型自動車免許に係る再試験制度等の導入

2 担当部局

警察庁交通局運転免許課

3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成27年3月

(2) 分析対象期間

平成19年6月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

現行の初心運転者期間制度において、都道府県公安委員会は、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）の取得後1年間において違反行為をし、一定の基準に該当することとなった者に対して、その者が普通自動車を安全に運転するために必要な能力を現に有しているかどうかを確認するために再試験を行い、再試験を受けた者が当該能力を現に有していないと認められるときは、その者の当該免許を取り消すこととされている。

また、現行制度上、普通免許を受けた者で、当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年に達しないものは、初心運転者標識を付けないで普通自動車を運転してはならないこととされている。

これらは、運転免許（以下「免許」という。）取得後1年未満の初心運転者は、運転に関する知識・技能が十分に定着していないと認められること等から、初心運転者期間内の交通事故やその後における交通事故の防止を図るために設けられたものであるが、新たに設ける準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）については、普通免許同様に18歳で取得できることとしていることから、普通免許と同様に、初心運転者に対する交通事故防止対策を図る必要がある。

(2) 規制の内容

準中型免許を受けた者で、当該免許を受けた日から1年間（初心運転者期間）に違反行為をし、一定の基準に該当することとなったものについて再試験の対象とする。

また、準中型免許を受けた者で、当該免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものについては、初心運転者標識の表示義務の対象とする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条第5号の4、第71条の5第1項（初

心運転者標識等の表示義務)、第100条の2(再試験)及び第104条の2の2(再試験に係る取消し)

6 想定される代替案

準中型免許を受けて1年以内の者に対して、貨物自動車に係る運転に必要な知識・技能の向上を目的として、自動車教習所において貨物自動車を用いた教習を受けることを推奨することとする。また、準中型自動車の運転に関し、初心運転者に対する初心運転者標識の表示について努力義務とする。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、準中型免許を受けた者が、違反行為をして一定の基準に該当することとなった場合には、再試験を受けなければならない、一定の遵守費用が生じる。また、準中型免許を受けた者は初心運転者標識を表示する義務が生じ、同標識を購入するなどの負担もあるが、現行制度上普通免許を受けた場合もこれらの標識を購入する必要があることから、新たな遵守費用はほとんど生じない。

代替案については、準中型免許を受けた者は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定されない。

(2) 行政費用

改正案については、準中型免許を受けた者で違反行為をして一定の基準に該当したものに対して再試験を行う事務等が発生するが、既存の普通免許に係る初心運転者制度と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

また、初心運転者標識の表示義務違反等に対する指導・取締りを行う必要性が生じるが、現在も同種違反に対する指導・取締りを行っており、これと同時にすることも可能であることから、新たな行政費用はほとんど生じない。

代替案については、貨物自動車の運転に係る教習を受けるよう任意の協力を求めるため、当該教習に係る広報、カリキュラムの策定等の事務が発生するが、新たな行政費用は限定的である。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記以外の追加的費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、再試験制度や初心運転者標識の表示義務を通じ、準中型自動車に係る初心運転者期間内の交通事故やその後における交通事故の防止を図ることができることから、初心運転者に係る交通事故の抑止効果が期待できる。

代替案については、初心運転者標識を表示することや、貨物自動車の運転に係る教習を受けることは、一定の負担を伴うものであり、初心運転者のうちで、これらを任意に行うものは限られることから、交通事故の抑止効果は期待できない。

9 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

改正案の費用と便益を比較すると、一定の費用は必要となるものの、便益の面で、準中型免許を受けた者に対する初心運転者対策を実施することで交通事故の抑止効果が期

待できることとなるため、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の面では両者ともほとんど差がないのに対し、便益の面では、準中型免許に係る初心運転者対策の効果が期待される改正案は、代替案よりも便益が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成25年9月から平成26年7月にかけて「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」（座長：前田雅英首都大学東京法科大学院教授）において、貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成26年7月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、貨物自動車の運転経験が少ない者に対する安全対策を検討するべきである旨の言及がなされている。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況、交通事故の発生状況等を勘案し、本規制によってもなお交通事故の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。